

うち お家ですごそう

～医療処置のある子どもの在宅支援のために～



このパンフレットは、医療処置の必要な子どもたちが、今ある社会資源・サービスを最大限に有効活用して、子どもたちとその家族が地域で豊かに過ごすことができるように支援するために作成したものです。

健康を保つ医療の関わり、生活を支える福祉の関わり、子どもの発達を促す教育の関わり、子どものライフステージにあった支援の手がかりを織り込みました。

さまざまな資源やサービスをつなげていくことが、次の子どもたちの支援への輪となっていきます。あなたもこの在宅ケアと一緒に取り組みませんか。



社団法人 全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目3番12号 杏丁目参番館
TEL.03-3351-5898 FAX.03-3351-5938

利用できる社会資源やサービスの種類

医療処置を必要としながら在宅で過ごす子どもや家族には、療養生活を継続する上での様々な支援が必要となります。在宅で過ごす子どもや家族が利用できる主な社会資源やサービスは、以下のとおりです。尚、地域によって利用の状況が異なることがありますので注意してください。

在宅で生活するために…

居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

訪問入浴サービス

訪問により居宅での入浴サービスを提供します。

短期入所（ショートステイ）

介護者が病気などの場合、障がい者支援施設、児童福祉施設などに短期間の入所をさせ、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある子どもの外出のための支援を行うサービスです。



補装具費支給制度

身体障がいのある子どもの障がいを補うため、車いすなどの補装具の購入や修理の費用を支給します。

日常生活用具給付事業

障がいのある子どもに日常生活用具の給付又は貸与を行うサービスです。

生活サポート事業

障がいのある子どもに、一時的な介護サービス（一時預かり、外出援助、送迎等）を提供します。



困ったときには…



相談支援事業者

障がいのある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。

※身近な相談支援事業者がわからない場合には、お近くの市区町村の障がい福祉の窓口へお問い合わせください。

市区町村の障がい者福祉・児童福祉担当部署（福祉事務所）

児童・母子・障がい者福祉などの総合窓口として相談対応、必要な援護・指導を行う市区町村の部署です。

保健所・保健センター

保健師などが健康などに関する相談、情報提供を行います。

家族の会等のサポートグループ

障がいのある子どもの家族などが情報や悩みの共有するための組織です。

児童相談所

家庭や学校などからの子どもの様々な問題に関する相談対応、子どもの一時保護を行う施設です。

在宅で医療を受けるために…

訪問看護ステーション・医療機関の訪問看護部門
訪問看護師が居宅を訪問し、健康状態の観察や助言、日常生活の介助や指導、リハビリテーション、などを行います。

訪問診療

病院や診療所の医師が、計画的な診療計画に基づいて居宅を訪問して診察を行います。



往診

病院や診療所の医師が、急に体調が悪くなった場合など必要に応じて居宅を訪問して診察を行います。

子どもの成長や能力をのばすために…



肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設

身体に障がいのある子どもに、治療や機能訓練、自立して生活するために必要な知識や技能の支援を行う施設です。

療育センター

重い知的障がい、重度肢体不自由の重複している子どもの医療や療育、リハビリテーションなどを総合的に行う施設です。

重症心身障がい児通園施設・重症心身障がい児通園事業

重い知的障がい、重度肢体不自由の重複している子どもの治療や日常生活の指導を行う施設です。

知的障がい児施設・知的障がい児通園施設

知的障がいがある子どもに、自立に向けて必要な知識・技能を身につけるための支援を行う施設です。

児童デイサービス

障がいのある子どもが、通園しながら日常生活の基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを受けるサービスです。



就園・就学のときには…

通常学級

※見学や就学に関しては、市区町村の教育委員会にご相談ください。

保育所

乳児（1歳未満）から小学校就学前までの子どもの保育を行います。

特別支援学校

障がいのある子どもに、小学校、中学校、高等学校に相当する年齢段階の教育を行う学校です。

学童クラブ

放課後、帰宅しても家に誰もいない場合、家族の仕事が終わるまで子どもを預かり、学習や遊びの援助、世話をを行う施設です。

幼稚園

満3歳から小学校就学前までの子どもの教育を行います。

特別支援学級

障がいのある子どものために地域の小学校、中学校に置かれる少人数の学級です。

訪問教育

重度の障がいや病気が理由で学校に通うことが困難な子どものために、教員が週に数回、居宅などを訪問します。



医療処置を必要としながら在宅で生活する子どもや家族への支援のポイント

医療処置を必要とする子どもや家族が円滑に地域生活に移行できるようにするためには、多くの方々の関わりが必要となります。



入院

A君

お家に
帰っていい
って言われたよ!

ポイント ①

退院決定前に以下を把握しておきます。

- ①家族は子どもの状態を理解していますか?
- ②家族は退院に対してどう思っていますか?
- ③家族の身近に相談できる方がいますか?

ポイント ②

退院準備を開始し、早い段階から情報収集、院内で合同会議を持ちましょう。

家族が困ったと
の見通しは立つ

関係者の顔合わせ
多職種合同会議

退院前のコーディネーター



病院の
ソーシャルワーカー



児童相談所相談員



退院調整・
退院支援看護師



●主治医や病棟看護師に声をかけたり...



●自宅外泊に同行したり...

市区町村の
障がい者福祉事務所職員



保健所・
保健センターの
担当保健師

病院の退院調整・
退院支援看護師



家族参加のもとで院内外泊、自宅外泊、医療処置・ケア等の訓練などを実施します。



身体障がい者手帳・療育手帳などの申請の準備をしましょう。

退院

ポイント ③
きにご相談できる場所
ありますか？

ポイント ④
お返し、サービス調整のため、
準備を開きましょう。

必要に応じて、ベッドや車いす、
吸引器等の用具の確保、住宅
改修等を行いましょ。



退院前の多職種合同会議の開催



- 話し合われる内容 ●
- 入院中のA君や家族の経過の説明
 - ・入院中の治療方針と退院までの見通し
 - ・退院日などに関する説明
 - 退院後の在宅生活の計画や必要となるサービスに関する話し合い
 - ・利用可能な社会資源・サービス、制度に関する紹介や利用支援
 - ・生活の場に関する調整
 - ・退院後の相談先に関する検討など
 - 地域の関係者からの要望
 - ・退院前に家族に医療処置や介護技術の訓練を行ってほしいなど

医療処置を必要とする子どもは、地域生活に移行した後も、様々な方々の関わりが必要となります。

自宅療養



やっぱり
おうちが
いいね!

訪問看護ステーション



補



ポイント 5

多職種合同会議を開きましょう。

- ・A君や家族の状態の確認、情報共有が必要な場合
- ・新たなサービスの導入の検討、利用開始前の時期
- ・A君や家族の精神的負担が大きくなった場合
- ・A君の集団生活移行前・移行直後の時期
- ・A君の家族や地域の関係者から要望があった場合など



居宅介護(ホームヘルプ)

通園施設や療育センターに出かけたり、保健所・幼稚園の集団生活に参加できるようにしましょう。

地域生活移行後のコーディネーター・相談先



保健所・保健センターの担当保健師



障がい児・者相談支援センターの相談支援専門員



病院のソーシャルワーカー



訪問看護ステーションの看護師



市区町村の障がい者福祉事務所職員



児童相談所相談員

いかがですか?



●保健所・保健センターの担当保健師が家族と定期的に電話で話し合ったり...



●病院の外来でソーシャルワーカーが話を聞いたり...

地域生活



居宅介護員(ヘルパー)

保健所・保健センターの担当保健師



児童相談所相談員



学校の教員

装具費支給制度



就学前



夕育活話



通園施設・通園事業

ポイント ⑥

A君が就学年齢に近づくと、学校や教育委員会との話し合いなども行いましょう。必要に応じて、学校の見学や体験入学もしたいですね。



学校や教育委員会教職員

移行後の多職種合同会議の開催



話し合われる内容

- **A君や家族の状態に関する確認・説明**
 - ・ A君の身体的な状態の確認、今後の治療方針に関する説明
 - ・ A君や家族への精神的支援に関する話し合い
- **A君や家族の在宅での生活に関する調整**
 - ・ これまでに利用している社会資源・サービス、制度の調整
 - ・ 新たに利用が必要な社会資源・サービス、制度に関する紹介や利用支援
 - ・ A君の日中・夜間の生活の場に関する話し合い
- **そのほか、A君の緊急時の対応方法、集団生活への移行に関する話し合いなど**

A君が現在利用している社会資源・サービス



市区町村の
障がい者福祉事務所



補装具費支給制度



保健所・保健センター
(保健師)



通園施設・通園事業



診療所の医師



訪問看護ステーション



居宅介護(ホームヘルプ)

まとめ

近年の医療の進歩、社会状況の変化により、医療依存度の高い子どもたちの在宅移行が増えています。しかし、子どもたちを取り巻く在宅ケア環境は厳しい現状にあります。そのような現状を少しでも改善できるよう、現在在宅生活を行っているご家族の方、在宅生活を支援している医療機関、訪問看護ステーション、福祉施設、教育機関への質問紙調査と、聞き取り調査をもとに作成したのがこのパンフレットです。多くの方々に活用していただき、子どもたちやその家族の安心と、快適な在宅ケアの提供に活かされることを願っています。

医療処置のある子どもや家族の実態

- 6歳以下の医療処置のある子どもの発症年齢は、約7割が「出生時から」です。
- 病因は、「神経・筋疾患」や「慢性呼吸器疾患」「慢性心疾患」が多くなっています。
- 医療処置では、「吸引」や「経管栄養」「気管カニューレの管理・交換」「気管切開部の処置」「酸素管理」などが必要とされています。その他、「吸入」や「人工呼吸器管理」「排便コントロール」が必要な方もいらっしゃいます。